

滋賀県労働広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県広告等事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、滋賀県が発行する労働広報紙「滋賀労働」（以下「滋賀労働」という。）に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 滋賀労働に掲載できる広告の範囲については要綱第4条の規定によるほか、滋賀県労働広報紙広告掲載基準の規定を満たし、かつ滋賀労働に掲載する広告として適当であると県が認めるものとする。

(広告主の募集)

第3条 広告主を別に定める広告掲載料にて募集する。

- 2 一年度における広告主の募集を年度当初に一括して行うこととし、次の優先順位により掲載する。
 - (1) 公共性が高く、勤労者福祉に資するもの
 - (2) 公共性が高く、県民の福祉の向上に資するもの
 - (3) 県内に主たる事業所・営業所・店舗等を有するもの
- 3 優先順位を決定できない場合は、抽選により決定する。
- 4 第1項、第2項および前項の規定により募集をした結果、広告枠に空きがある場合は先着順による随時募集を行うものとする。

(広告掲載の申込)

第4条 前条の募集により広告の掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）により県に申し込むものとする。

- 2 申込者は、前項により広告の掲載を申し込んだ後、広告の掲載を取り止める場合は、辞退届（様式第2号）を県に提出するものとする。

(広告主の決定)

第5条 県は前条の規定により申込があった場合は、第2条および第3条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

- 2 県は前項の規定により決定した内容について「滋賀労働広告掲載（不掲載）通知書」（様式第3号）により申込者に通知する。

(広告の規格)

第6条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は別に定める。

(広告原稿の提出)

第7条 広告主は、別に定める日までに完成した広告原稿を県に提出しなければならない。

2 広告原稿には下記の事項を明確に表示しなければならない。

(1) 広告主の名称

(2) 縦5mm×横10mm以上の大きさによる「広告」の表示

3 県は提出された広告原稿が適当でないと認めるときは、広告主に対して修正および再提出を求めることができる。

4 広告原稿の作成に要する経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第8条 県は要綱第10条の規定によるほか、第7条第3項の規定による広告原稿の修正を広告主が行わないときは、広告の掲載を中止し、契約を解除することができるものとする。

(広告掲載料の還付)

第9条 要綱第8条第4項の規定により、広告主の責めに帰すことができない事由により既に納付された広告料を還付するときは、還付する広告掲載料には利子を付さない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成21年3月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年3月 2日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月19日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年3月15日から施行する。